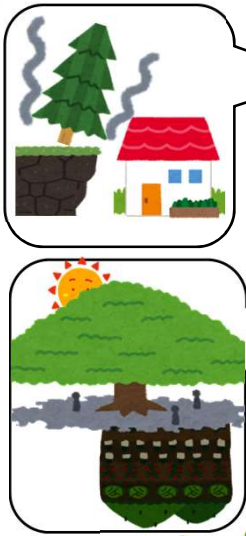
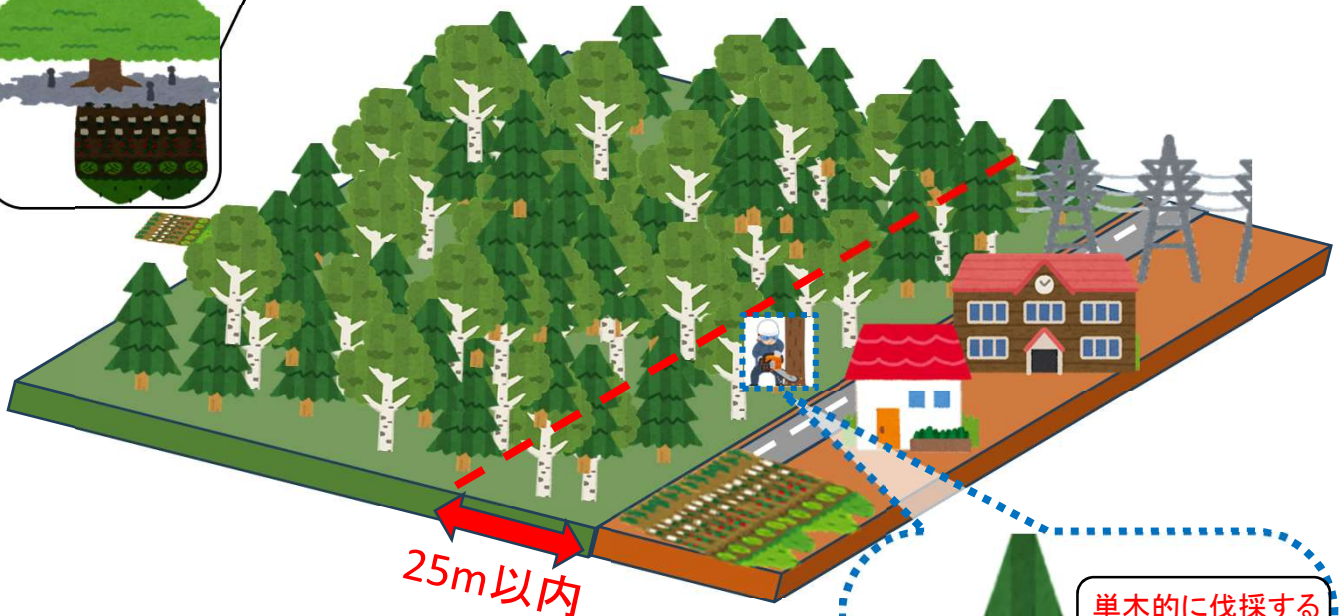


ごく小規模な危険木・支障木の伐採は、伐採造林届出書の提出が不要になります。

【例えばこんな立木の伐採が該当します】



- ① もし倒れてきたら、住宅を壊したり、道路を塞いだり、歩いている人に当たってしまうおそれのある立木。
- ② 立木が大きくなりすぎて、電線に接触しそうだったり、田畑の作物の成長を妨げている立木



25m以内

【①～④全てに該当する立木の伐採が対象】

- ① 道路や住宅などに、直接的に危険・支障となる立木で、
- ② 自ら所有する立木、又は、所有者から伐採の同意を得た立木で、
- ③ 道路や住宅などから、25mの範囲内にある立木で、
- ④ 一箇所※の伐採面積が、50㎡未満（例：7m×7m）、又は、10本未満の場合。

※一箇所の考え方は裏面

単木的に伐採する場合は10本未満



50㎡未満

条件に該当するかわからない場合には、必ず市町村の林務部局へご相談下さい！

※ 該当しないで伐採した場合、「無届伐採」として、100万円以下の罰金刑が科される場合があります。